

富士山静岡空港の新たな運営体制構築に向けた県の取組方針

平成25年4月25日

静岡県

1 基本的な考え方

県は、先導的空港経営検討会議からの答申「富士山静岡空港の新たな経営体制等に関する答申～きらりと輝き未来にはばたく富士山静岡空港を目指して～」を最大限尊重する。

このため、平成26年度以降の富士山静岡空港の運営体制について、これまでの民活の理念を維持しつつ、利用者目線での心のこもったサービスを提供し、静岡県民はもとより航空旅客やテナント等の利用者の満足度を高め、「空港全体を経営する」という意識を持った官民協調による空港の新たな運営体制を構築するため、次のとおり取り組む。

2 当面の具体的な取組

平成26年度当初から、答申に示されたフェーズ2の運営体制がスタートできるよう、県は平成25年度から次のとおり具体的な取組を進める。

(1) 施設保有の一体化に向けて

県は、富士山静岡空港株式会社が所有する旅客ターミナルビル等を取得し、機能向上に向け必要な増改築を行う。

(2) 管理運営の一元化に向けて

一体的に保有することとなる空港施設について、県は当面、指定管理者制度により一元的に管理運営を行う。

(3) 新たな運営体制の構築に向けて

県は、富士山静岡空港株式会社が平成26年度以降の指定管理者の候補であることを前提に、富士山静岡空港株式会社に出資する。併せて、おもてなしの充実等空港利用者の満足度を高めるために必要なノウハウや人材の確保に努める。

3 最終的な空港運営体制

公共施設等運営権制度に係る法整備が行われるとともに、新たな運営体制によるビジネスモデルが軌道に乗る等の条件が整った段階（フェーズ3）で、法律に基づいて公共施設等運営権を民間事業者に譲渡することとし、県はこのような民間主体の空港運営の早期実現に努力する。